

地域生活支援センター すたあと 令和4年度 事業計画書

法人理念 共に汗し、共に笑い、共に語ろう

社会福祉法人童里夢は

1. 一人ひとりすべての人としての存在の尊厳の下に、誰もが生まれてきたことの甲斐があることを大切にします。
2. 個々の自由な自己実現を願い、共感と共生の社会を創りたいと考えます。
3. 障害者が社会の対等な構成員として、人権が尊重され、自己選択と自己決定ができ社会のあらゆる活動に参加・参画し、その一員としての責任を分担する社会づくりを行うことです。
4. 障害者の未来を明るくするために、広い視野と長期的な展望を持って事業経営にあたります。

『どんなに重い障害を持っていても誰と取り替えることもできない、個性的な自己実現をしているのです。人間と生まれて、その人なりの人間になっていくのです。その自己実現こそが創造であり、生産であるのです。私たちの願いは、重症な障害を持った人達も、立派な生産者であることを認め合い、人々が共にくらししていける社会をつくろうということです』

社会福祉法人童里夢の基本理念・基本方針を基軸に、利用者の「思い」や「願い」を大切にし、一人ひとりに寄り添い、地域生活の安定・安心と自立（自律）のための支援の提供を行う。また、地域との結びつき、関係機関とのネットワークを生かした福祉サービスの提供に努める。

“すたあと”のテーマ 大切にすること

『いつまでも、その人らしく住み慣れた地域で社会の一員として』生活し続けられるよう多様なニーズを把握し、地域生活の中で本人に寄り添って支援に努める。

- ・コミュニケーションを大切に、感謝の気持ち、謙虚な態度、互いを認め合う関係づくりに努める。
- ・関係機関と連携・協力、地域とのネットワークづくりを大切にする。

1. 事業運営

福祉ニーズの多様化・複雑化／ヘルパー・支援員の慢性的な人員不足等これらの課題を解決するために法人内において「新たな福祉サービスのシステム等のあり方について検討プロジェクトチーム」を設置し誰もが支え合う福祉を目指し「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョンについて取り組んでいく。事業者内外のネットワークを活用し安定した事業体制・支援力を上げ丁寧な支援に努める。今年度より体制づくりに法人として取り組む。

利用対象者は三障害・者（児）と幅広く、事業内容は宿泊支援・生活支援・余暇支援等多岐にわたり、利用者のニーズも多様化している。事業所を社会資源と位置づけ、地域の中で開かれた事業所づくりをすすめる。利用者の地域生活を支える事業所として、相談支援事業所・関係機関等とも情報共有を図り、事業所内外のネットワークを活用して支援体制を整える。

利用者が夢を持ち幸せな人生を送るため、一人ひとりに向き合う丁寧な支援に努める
感染対策の継続・災害対策の強化に努め利用者や職員家族の皆さんの安心安全な事業運

営に継続努める。

(1) 障害福祉サービス・地域生活支援事業等

生活、余暇活動を含む生活全般への福祉サービスの提供を通して、利用者主体、エンパワメントの視点からの支援を組み立て、サービスの提供を大切にする。

利用者の小さな変化に気づく目配り気配り、そして専門性を高め、スピーディな対応に努める。

① 居宅介護（家事援助 身体介護 通院介助）

居宅において入浴、排泄及び食事等の介助、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

地域生活支援の中の大切な事業であり、幅広い利用ニーズに応えることのできる支援者のスキル、事業所の支援（サービス提供）体制が求められている。

近年、医療（機関）との連携・協力が必要な場面も増えており、家族との情報共有・共有と共に適切なアドバイス等ができるように法人内看護師とも協力して対応する。

② 短期入所

居宅介護と並ぶ“すたあと”の基幹として、事業の安定化に注力する。

緊急時の利用、レスパイトと共に、（童里夢、奏楽の利用者を中心に）自律生活訓練として位置づけ法人内の事業所と連携・協力して支援体制を整える。

日常生活における基本的な生活習慣（整容面・洗濯・調理）等、支援者と一緒におこなうことで利用者利用者ひとり一人のニーズ、自立支援課題に向き合い体験・経験を通して自立心を養い高めるための支援を提供する。

③ 行動援護

行動に著しい困難を有する人が行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護の他、行動する際に必要な援助を行う。障害の特性を理解した専門のヘルパーがこれらのサービスを行い、利用者の社会参加と地域生活を支援する。

④ 移動支援 ※地域生活支援事業

屋外での移動が困難な人が、健常者と同じように外出を楽しめるように支援を行う。外出支援を通して、本人と一緒に好きなことを探すなど、社会参加の機会を通して個別課題への取組みをすすめながらニーズの充足を図る。コロナ禍でもサービスを利用できるように基準を設定し、ニーズに応えるよう努める。

⑤ 日中一時支援 ※地域生活支援事業

障害者（児）の日中における活動を確保し、障害者（児）の家族にも喜ばれる事業運営に努める。少人数での活動であることから、一人ひとりの希望に沿う日中活動の設定（個別・グループプログラムの用意）が可能になる。

課題（送迎や費用面での家族の負担も大きく、運営していく上で事業収入と人件費のバランスが悪い等）法人内において事業の見直し進めていく。

⑥ 福祉有償運送 ※その他（公益事業）

十分な運送サービスの利用ができないと認められる場合に、営利目的とはならない範囲の対価によりおこなう個別輸送サービスを提供する。

2. 重点課題

(1) 運営基盤・運営体制の強化

- ・コロナ禍など社会の変化において安心して利用していただける環境・体制を整え安定した事業運営の基盤づくりをおこなう。
- ・法人の中長期計画をすすめていくために、すたあとにおける課題の具体化をおこない、各事業所と連携を深め柔軟で強固な体制づくりをおこなう。
- ・職員一人ひとりが働きやすい業務体制の共通認識をすすめると共に、兼務体制も整える。
- ・手順書や業務マニュアルに沿った利用者支援の共有化を行い、業務を均一に遂行できる体制を整える。

(2) 利用者サービスの充実

利用者が様々な福祉サービスを利用しながら地域で暮らすことができるように広い視野を持ち一つ一つ丁寧なサービスをおこなう。利用満足度の向上に努めながら、新規利用者の獲得にも注力する。

御家族との情報共有として LINE を活用し、動画等で利用中の活動の様子（一人ひとりの可能性・成長等）や体調の変化（発作等）などを正確に伝えられるよう努める。

(3) 人材育成・支援力の向上

チームワークを大切にする職場風土を作り、職員の健康管理・維持に努める。

職員全体が、意見が言いやすく元気な事業所にするため日頃のコミュニケーションを大切にし、親睦会の定期開催などを通して笑顔を絶えない、明るい職場づくりに努める。

人事評価制度の実施 全職員が夢・目標を持ち率直に語り合い・指摘しあい・ほめあって互いに成長しあえる取り組みに努める。

WEB講座のサポーターズカレッジを活用した自己学習の推進し、ヘルパー会議などの研修、情報共有を通して支援力の向上を目指す。

職員個々のライフスタイルを尊重しながら、働きやすい体制・環境作りを積極的に行なう。定期的な聴き取りをおこなう。

多様なニーズに対応できる専門性、個別支援も細かな対応が求められており、資格取得を推奨する。細かな情報共有・統計など法人内で活用する。法人内の他事業所と連携し人材育成に努める。

法人内の虐待・ハラスメント防止委員会と連携して、虐待やハラスメント及び不適切支援の防止に努める。

新たに設置する事業所内の『身体拘束防止委員会』において、身体拘束の防止・適正化の取り組みをおこない、事業所内で周知する。

業務分担の明確化・効率化を課題として、P（計画）D（実行）C（確認）A（評価・改善）を通して業務改善・遂行マニュアルの共有をおこなう。

3. 利用者支援

職員一人ひとりの性格や強みが、手厚い支援に繋がっている。また、同一の職員が複数事業の兼務をしていることから本人の早期の変化にも気づき情報共有し対応しやすい等、小規模の家庭的な距離感を強みとしている。

サービス等利用計画との整合性、利用者ニーズ・課題・目標を明確にし、事業所内で情

報共有をおこなう。多様な障害特性に対応できるようにマニュアル・手順書に基づき支援の統一化、事業所全体でのボトムアップ、そして利用者、家族に信頼される事業所づくりをすすめる。また、必要に応じて相談支援事業所・法人外事業所において、それぞれの家庭の状況などを共有し支援をおこなう。

4. 地域活動

(1) マザーズサロン (6月・11月 予定)

ご家族が抱えている問題や不安などについて丁寧に聴いていくことが本人・家族の安心につながり、支援の手立てになるようにと思いを込めて開催している。事前にアンケートを行なうなど、ニーズの把握に努めテーマを設定する。コロナ禍でもある為感染対策等十分に配慮して実施する。

(2) すたあとマルシェ

地域と交流を深める大切なイベントであり、事業所関係者のみならず、他事業所、近隣者(大学、社会福祉協議会、ボランティア団体等)とも協力して実施する。コロナ禍でもある為感染対策等十分に配慮して実施する。

地域に向けたイベント等の企画・情報発信等を予定している。

5. 環境整備

誰にとっても安心・安全な環境整備(5S:整理・整頓・清潔・清掃・躰)に努め、維持する。利用時間内の有効活用を行ない、設備を整え快適に過ごせる工夫を行なう。建物の老朽化に伴う修繕、設備類の故障なども散見するため、優先順位を決めて中・長期的な視点で修繕計画を立案実行する。

同時に、法人の中長期計画に合わせ新たな拠点の検討をおこなう。

① 計画的な建物管理・保全 設備・備品等の適切な管理

事務室、居室(活動空間)、トイレ、浴室等

大掃除の定期的実施(年3回:5月・8月・12月)

② 事業所周辺の環境美化

避難経路の確保、植栽の管理、危険物の除去、駐車場の管理

③ 公用車管理

使用毎の換気・消毒

車両清掃(内外)、点検整備の業者依頼

6. 防災計画・安全管理

防災対策の強化

- ・火災、地震等の災害に備え、日頃から意識できるよう奇数月のヘルパー会議前に、防用品・建物・外構の危険個所の確認を行う。
- ・土砂災害危険区域でもある為、防災計画に沿って年二回防災訓練を実施する。
- ・法人・近隣事業所と地域の災害についての危険区域・注意点などを確認し、防災について意識を高める。
- ・法人内の防災委員会において情報収集し、災害時の安全に利用者の対応ができるよう体制を整え、BCPを法人内事業所と連携して整える。

7. 職員研修

- ・ 事業所内の研修 法人全体研修（6・9・12・3月）、出前講座
OJT サポート研修、ロワーマネジメント研修
- ・ 事業所外の研修 県社協・福祉協会等実施する研修へ参加
- ・ 自己啓発研修 資格取得のバックアップ
WEB 講座サポーターズカレッジの活用
指定研修、及び職員希望により考慮

8. 苦情解決・権利擁護・虐待防止

虐待防止、不適切支援の根絶、サービスの質の向上を重点課題とし、法人苦情解決に則り、苦情を解決するための対策を整える。

啓蒙活動（セルフチェック、研修、他）、意見箱の設置、満足度調査等を通して利用者、家族、地域の声を拾い上げる。日々の利用者、家族からの意見等を事業所内で共有し、適切、且つ迅速な対応を通して信頼される事業所づくりをすすめる。